

特集

国民健康保険税が変わります!!

国民健康保険(国保)税が、どのような制度で、課税方法はどのようなになっているのか、もう一度確認してみましよう。

今年度から、後期高齢者医療制度の開始に伴い、計算方法や納付方法が大幅に変わりました。

国保制度は、病気やケガで医療機関にかかるときに、保険を使うことにより、お互いを助け合う制度です。会社の健康保険等や、後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人以外のすべての人は、法律で加入することが義務付けられています。

国保に加入している人は、医療を受ける『権利』があると同時に、保険税を納める『義務』もあります。

● 保険税を納める人は？

保険税は、世帯主に課税されます。

世帯主が被用者保険等に加入している場合は、国保加入者でなくても、同じ世帯に国保に加入している人がいれば、世帯主が保険税を納めなければなりません。(保険税がかかるのは、加入

者のみです)

● 資格はいつから発生するの？

会社などをやめて他の健康保険からぬけた場合、その翌日から資格と保険税を納める義務が発生します。

※届け出が遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって保険税を納めなければなりませんので、注意しましょう。

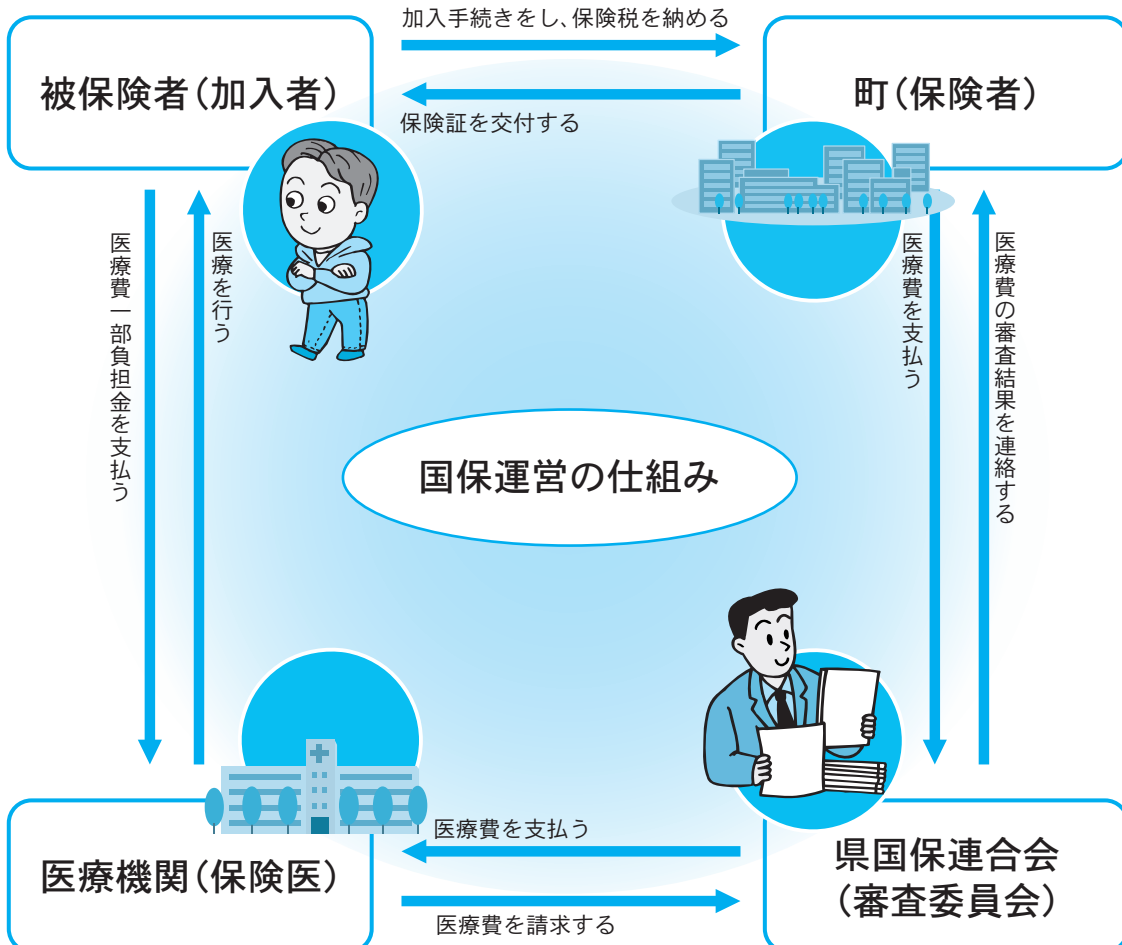
● 年度途中で加入・脱退した場合は？

途中で加入した場合は、その月から月割りで保険税が計算されます。

途中で脱退した場合は、その前月分まで月割りで計算され、納めすぎとなった場合は戻ります。

国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成 年 月 日
記号	番号
世帯主	住所
	性別
	氏名
	※
保険者番号	090514
被保険者番号	3割
住所	熊本県宇都宮市上三川町 しらさぎ一丁目1番16 TEL 0285(59)-5134
交付年月日	平成 年 月 日

交通事故で本証を使う場合には保険簿に至急に連絡ください。



国民健康保険税の改正点

平成20年度から、後期高齢者医療制度の開始にともない、国民健康保険税の計算と納める方法が大幅に改正されました。

●「後期高齢者支援金分」が追加になります

追加になります

4月から開始された後期高齢者医療制度は、社会保険や国保などすべての医療保険から支援を行うために、後期高齢者支援金の納付が義務付けられました。

国保もこの納付金分を負担するため、「後期高齢者支援金等分」を納めていただくことになりました。

●世帯主が65歳以上74歳までの世帯の納める方法が変わります

4月から、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）といいますが、次になります。ただし、次に該当する場合は、今まで通り納付書を使って金融機関等で納める「普通徴収」か、口座振替で納めていただきます。世帯主が国保加入者ではない場合、世帯の国保加入者に65歳未満の人がいる場合

世帯主の年金が年額18万円未満の場合
世帯主の介護保険料が年金天引きでない場合

介護保険料と国保税の合計額が年金額の2分の1を超える場合
年度途中で世帯主が65歳となった場合（※）でない場合は、翌年度からは年金天引きになります。（）

●税率が変わります

町では、平成15年度以降変更のなかった税率を見直し、下記のように変更になりました。
※介護給付分は40〜64歳の人のみがかかります。
※なお、所得の低い人については、均等割・平等割に対して、6割・4割の軽減措置があります。



	医療給付分	後期高齢者支援金等分	介護給付分
所得割	7.3%	1.0%	1.2%
資産割	28.0%	5.0%	5.9%
均等割	23,000円	5,500円	6,400円
平等割	23,000円	5,000円	5,400円

所得割	加入者ごとの（1人の所得－33万円）を合計（20年度は19年中の所得に対して）	×
資産割	今年度の固定資産税額（土地・家屋分）	×
均等割	加入者の人数	×
平等割	1世帯につき定額	

●限度額が変更になります

後期高齢者支援金等分の新設により限度額も見直しとなりました。

医療給付分	介護分	後期高齢者支援金等分（新設）
旧 53万円	旧 7万円	・新 12万円
↓ 新 47万円	↓ 新 9万円	

●納期（納期限）が変わります

7月に1年分の納付書を郵送します。（昨年度までは6月でした）
昨年度までは年額を6期で納めていただいておりますが、今年度から8期に変更になりました。

第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	12月25日
第7期	2月2日
第8期	3月2日

▼問い合わせ先

税務課 住民税課
☎ 9112

後期高齢者医療保険料納入について

平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始され、保険料の納め方が原則として年金からの天引き（「特別徴収」といいます）となりますので、4月の年金から天引きされている人もいますが、次に該当する場合は、年金からの天引きではなく、7月に送付します納付書を使って金融機関等で納める「普通徴収」か、口座振替で納めていただくこととなります。

- ① 年金を受給していない場合
- ② 受給している年金が年額18万円未満の場合
- ③ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合
- ④ 年度途中で75歳となった場合（①～③でない場合は、翌年度からは年金天引きになります。）

※3月まで社会保険等の扶養だった人で、①～③に該当する人については、10月に納付書を送らせていただきます。

「特別徴収」の人については、10月以降の天引き額の通知を9月に別途送付いたします。

● 保険料の計算

保険料率は、原則として県内均一となります。被保険者個人単位で計算されます。

均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。（37,800円）

所得割額とは、被保険者の所得に応じて負担していただくものです。（所得割率は7.14%）

均等割額	37,800円
+	
所得割額	基礎控除(33万円)後の 総所得金額×7.14%
年間保険料	上限50万円(年額)

● 軽減措置について

制度に加入する全ての人に保険料がかかりますが、所得の低い人は、世帯の合計所得が左記基準額を超えない場合は、均等割額が軽減されます。

7割軽減	基準額 33万円（基礎控除額）
5割軽減	基準額 24万5千円（基礎控除額） + (24万5千円×被保険者数)
2割軽減	基準額 33万円（基礎控除額） + (35万円×被保険者数)

● 社会保険等の被扶養者だった人の保険料について

平成20年4月から9月までの保険料は免除され、平成20年10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。

※平成21年4月から平成22年3月までは、均等割額の5割が軽減されます。

特別徴収（年金天引き）該当の場合、平成20年10月から開始になります。

● 納期（納期限）について

（普通徴収の場合）

年額を8期で納めていただきます。

- 第1期：7月31日
- 第2期：9月1日
- 第3期：9月30日
- 第4期：10月31日
- 第5期：12月1日
- 第6期：12月25日
- 第7期：2月2日
- 第8期：3月2日



▼ 問い合わせ先

● 保険料については…

☎ 税務課 住民税係

☎ 9122

● 給付については…

☎ 保険課 国保年金係

☎ 9134